

## 令和8年度大阪府サービス管理責任者等基礎研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの指定を受け(指定番号1)厚生労働省及びこども家庭庁の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

### 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします

### 2. 受講対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者。

**※平成30年度までに旧サービス管理責任者等研修(分野別)を受講された方は、本研修を受講する必要はありません。**

※研修開始前日(令和8年7月9日)時点で下表の実務経験年数に満たない場合は、申込書を受理できませんのでご注意ください。

※下表の実務経験年数に満たない場合は、申込書を受理できませんのでご注意ください。

ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※ご自身の実務経験の詳細については、各市町村の指定担当部局にお問い合わせください。

### 【ご注意ください】

- ・本研修を受講し修了しても、すぐに1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することはできません。
- ・1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程の2つの研修を修了後(どちらを先に受講されても構いません)、6か月以上または2年以上の相談支援業務又は直接支援業務を経験した後、サービス管理責任者等実践研修を修了し、従事に必要な実務経験を満たしている必要があります。

【研修受講要件】※配置要件より、2年少ない段階で満たします。

次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年以上
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年以上
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年以上
国家資格等による業務に一定期間以上(※)以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年以上

※サービス管理責任者として従事予定の者は通算1年以上

児童発達支援管理責任者として従事予定の者は通算3年以上

### 3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間の予定は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)	一般社団法人全国介護事業者連盟 (指定番号5)
募集期間	令和8年4月1日～30日	令和8年6月上旬～ 7月上旬	令和8年9月上旬～ 下旬	令和8年11月上旬～12 月上旬
研修期間	令和8年7月10日～ 9月17日	令和8年9月下旬～ 11月27日	令和9年1月5日～ 2月19日	令和9年2月22日～ 4月11日

#### 4. 研修日時・場所

当研修は、下表のとおりの日時、場所、定員で開催します。

- ・全体講義は、講義映像を Web 配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。
- ・配信方法等詳細については、受講決定時にお送りする受講決定通知に記載します。
- ・講義映像視聴後、講義についてのレポート等と事前課題を作成し、演習日に提出いただきます。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。(日程の指定はできません)

いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申込みください。

但し、他の法定研修等と日程が重なることが現段階でわかっている、三親等以内の冠婚葬祭に関わる事由等、やむを得ない事由についてはこの限りではありません。業務の都合、私用での配慮は致しません。

申込フォーム内に入力項目がございますので、該当される場合は入力してください。

※入力内容によっては認められない場合がございます。また、入力された内容について、後日、担当者よりメール等で連絡が入る場合がございます。予めご了承ください。

定員	792 名 (A~C/J~L 各日程各60名、D~I 各日程各 72 名)					
全体講義 1 日目	講義映像を Web 配信 (配信期間: 7 月 10 日(金)10:30~7 月 17 日(金)17:30 ※期間中24時間配信)					
場所	A~C/J~L:大阪私学会館 4 階 講堂 D~I:千里ライフサイエンスセンター 5階 山村 雄一 記念 ライフホール					
時間	受付開始:9:30 から 演習:各日 10:00~16:30(予定)					
日程	A 日程	B 日程	C 日程	D 日程	E 日程	F 日程
【日程別講義・演習】 2 日目	7 月 21 日(火) 大阪私学会館	7 月 23 日(木) 大阪私学会館	7 月 27 日(月) 大阪私学会館	8 月 3 日 (月) 千里ライフサイエンスセンター	8 月 5 日 (水) 千里ライフサイエンスセンター	8 月 24 日 (月) 千里ライフサイエンスセンター
【日程別講義・演習】 3 日目	7 月 22 日(水) 大阪私学会館	7 月 24 日(金) 大阪私学会館	7 月 28 日(火) 大阪私学会館	8 月 4 日 (火) 千里ライフサイエンスセンター	8 月 6 日 (木) 千里ライフサイエンスセンター	8 月 25 日 (火) 千里ライフサイエンスセンター
日程	G 日程	H 日程	I 日程	J 日程	K 日程	L 日程
【日程別講義・演習】 2 日目	8 月 26 日 (水) 千里ライフサイエンスセンター	8 月 31 日 (月) 千里ライフサイエンスセンター	9 月 2 日 (水) 千里ライフサイエンスセンター	9 月 7 日 (月) 大阪私学会館	9 月 9 日 (水) 大阪私学会館	9 月 16 日 (水) 大阪私学会館
【日程別講義・演習】 3 日目	8 月 27 日 (木) 千里ライフサイエンスセンター	9 月 1 日 (火) 千里ライフサイエンスセンター	9 月 3 日 (木) 千里ライフサイエンスセンター	9 月 8 日 (火) 大阪私学会館	9 月 10 日 (木) 大阪私学会館	9 月 17 日 (木) 大阪私学会館

#### 【場所】演習会場

・大阪私学会館 4 階 講堂

大阪府大阪市都島区網島町 6-20

【最寄り駅】JR東西線 大阪城北詰/大阪メロ 京橋駅・天満橋駅

・千里ライフサイエンスセンター 5 階 山村雄一記念ライフホール

大阪府豊中市新千里東町 1 丁目 4-2

【最寄り駅】北大阪急行千里中央駅/大阪モノレール千里中央駅

## 5. 受講費用 :27,000 円(非課税)

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定通知メールに添付します。
- ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控」等をもって、領収証にかえさせていただきます。  
※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。  
※振込先及び振込金額間違い・重複入金にご注意ください。

## 6. Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出・事前課題について

受講決定通知メールにて、詳細をお知らせいたします。

## 7. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書交付については、以下の項目を全て満たしていただく必要があります。
  - \* Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出(演習初日に持参)
  - \* 事前課題の提出(演習初日に持参)
  - \* 2日間の講義・演習を全て受講
- ・修了証書につきましては、演習最終日にお渡しをいたします。
- ・研修当日、受講者本人であることを確認するために、**運転免許証等の本人確認ができるものをご持参ください。ご本人であることが確認できない場合は、修了証書を交付できない場合があります。**

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合、演習前の事前課題の提出がない場合は研修修了とみなしません。

その他、受講態度が著しく不良(途中退席、居眠り、携帯電話・スマートフォン・タブレット等の通信機器全般の使用)の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※その他、虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

## 8. 申込み方法・受付について

①「学則」「募集要項」を確認のうえ、「推薦書」<別紙1>を当法人 HP よりダウンロードして必要事項を記入

サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦(推薦が無い場合も申し込み可)

※「推薦」がある方は、記入・公印押印済後の用紙を PDF・JPEG 等にデータ化

(ファイル名を、「申込者名ー推薦書」と変更してください。)

※「推薦」がない方は、ご署名のみの用紙を PDF・JPEG 等にデータ化

(ファイル名を、「申込者名ー推薦書」と変更してください。)

②当法人 HP の「申込フォーム」に必要事項を入力・データ送信

※受講推薦書については、申込フォームにデータを添付

※申込完了後、入力フォームでお知らせいただいたメールアドレス宛に通知をいたします。必ず確認をしてください。

メールが届かない場合、アドレスが間違っている・迷惑メールフォルダに振り分けられている等がございます。メールアドレスは正確に入力してください。

**※入力もれや書類に不備があった場合、申込受付ができません。**

受付締切日時：令和8年4月30日(木) 17:30

**【研修に関するお問い合わせ】**

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 ホームページ内  
サービス管理責任者等研修の「問い合わせフォーム」よりお願いします。

※先着順ではございません。また、期日を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

※添付にてご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

**9. 受講決定及び通知について**

・受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。この場合、まず、大阪府内の事業所に従事予定の受講申込者を受講決定し、次いで大阪府内の事業所への従事を検討している受講申込者を受講決定します。さらに定員に余裕があれば他府県の事業所に従事予定の受講申込者を受講決定します。

・受講者選考は、受講申込者が事業所に従事される状況に基づき決定するものです。

「従事する予定の事業所について」の欄は必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、申込フォームに入力してください。

・法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認の上、別紙1「推薦書」に記入し、法人(会社)または事業所印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。

なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は「理由欄」にチェック・入力してください。

※受講可否通知は5月20日(水)頃までに、入力フォームでお知らせいただいたメールアドレス宛に通知をする予定です。必ず本人が確認できるメールアドレスを入力してください。

## 10. 受講決定おける優先順位について

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋

### 1. 基礎研修【優先順位】

- ① 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者として指定権者に変更届出書等を提出し、受理された者
- ② 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)に定めるサービス管理責任者等が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たす者
- ③ 当該年度の基礎研修を修了後、6ヶ月以上又は2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早い者(令和5年度以降の落選回数を加味する。)
- ④ サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者
- ⑤ 上記以外で、申込時点では配置未定であるが、大阪府内に所在する事業所への配置を検討している者等、受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

優先順位の考え方としては、

- ① 指定権者に変更届出書等を提出し、受理されている者
- ② 基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定の者
- ③ 基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早い者
- ④ 交代要員
- ⑤ その他

(注)受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。